

8-9つくば市生ごみ資源化の在り方検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務及びプロポーザルの目的

つくば市では、令和7年（2025年）3月に「つくば市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、「資源循環から持続可能な社会を目指すまち」を基本理念として、廃棄物の減量化・資源化を推進し、循環型社会の形成を目指している。

当該計画においては、将来的な施策に向けた調査・検討として「生ごみ等の資源化の推進」を掲げており、自家処理以外の堆肥化・バイオマス燃料化等の手法を調査し、収集から再資源化までのルート構築について検討を進めることとしている。

本業務では、市における生ごみ排出量や収集方法を踏まえ、生ごみ資源化技術の整理、先進事例の調査、生ごみ資源化施設の整備の可能性、生ごみ資源化事業における経済性、環境負荷の評価などを調査の上、市における生ごみ資源化について有効な手法、手法ごとの費用、導入可能性等を検討し、最適な生ごみ資源化施策を策定することを目的とする。

本業務を履行する上では、基礎自治体における生ごみ資源化施策に関する幅広い見識等に加え、つくば市の地域特性及び廃棄物処理の課題等を踏まえた実効性の高い生ごみ資源化施策を検討する能力を優先して審査し候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集するものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

8-9つくば市生ごみ資源化の在り方検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「8-9つくば市生ごみ資源化の在り方検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による

(3) 履行期間

令和8年（2026年）10月1日（木）から令和9年（2027年）9月30日（木）まで

(4) 提案限度額

9,988,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 本店所在地の市区町村税、都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) この公募の日において、次の要件を満たしていること。

ア 管理技術者として 3 か月以上継続して雇用している技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項の規定による技術士で、同法第 32 条の規定による「衛生工学部門（廃棄物・資源循環）」又は「総合技術監理部門/衛生工学（廃棄物・資源循環）」の登録を受けている者を配置すること。（平成 31 年度技術士試験方法改正前に登録した者については、「廃棄物・資源循環」を「廃棄物管理」に読み替えるものとする。）

イ 過去 5 年間に於いて国又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体と元請として、一般廃棄物の資源化施策の検討業務委託の契

約（一般廃棄物処理基本計画策定業務において一般廃棄物の資源化施策の検討を包含して実施した業務を含む）を締結し、履行した実績があること。

4 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式１）
- イ 企業状況表（様式２）
- ウ 業務実績書（様式３）
- エ 業務実施体制調書（様式４）
- オ 資格要件に係る申立書（様式５）
- カ 本店所在地の市区町村税、都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないことを証明する書類（参加申込書を提出する以前 90 日以内に発行されたものに限る。）の写し

(2) 提出部数

P D F データ及び紙資料（正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部）を「4 (3) 提出期間」に示す期間中に提出すること。

(3) 提出期間

提出期間は、令和 8 年（2026 年）7 月 27 日（月）9 時から令和 8 年（2026 年）8 月 5 日（水）16 時 30 分までとする。

持参する場合の受付時間は 9 時から 16 時 30 分までとし、令和 8 年（2026 年）8 月 5 日（水）にメールにて提出する場合は、同日 16 時 30 分までに「17 問合せ先」メールアドレスにて受信できているもののみ受け付けるものとする。

(4) 提出方法

（P D F データについて）

P D F データは「17 問合せ先」メールアドレス宛てにメールで提出し、提出日の 9 時から 17 時までに受信確認の電話連絡を行うこと。

（紙資料について）

紙資料は持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。

なお、受付時間外、土曜日、日曜日及び祝日の持参による受付は行わない。

(5) 提出場所

「17 問合せ先」のとおり

5 参加申込書に関する質疑・回答

(1) 受付期間

令和8年（2026年）7月27日（月）9時から令和8年（2026年）7月29日（水）16時30分までとし、期限までに「17 問合せ先」メールアドレスにて受信できているもののみ受け付けるものとする。

(2) 提出方法

質問は、「17 問合せ先」メールアドレス宛てにメールで提出し、提出日の9時から17時までに受信確認の電話連絡を行うこと。

メールの件名は「8-9つくば市生ごみ資源化の在り方検討業務委託プロポーザル参加申込に関する質問」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。

なお、電話、FAX及び直接来所による質問には応じない。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年（2026年）8月3日（月）までにつくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対して、令和8年（2026年）8月10日（月）までに参加資格審査結果通知書により通知する。この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）とし、「17 問合せ先」メールアドレスまでメールによって行うものとする。

7 企画提案書の提出

参加資格審査結果の通知により、参加資格を満たした者は、企画提案書を提出することとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 価格見積書（任意様式） ※内訳書も添付すること。

ウ 業務工程表（任意様式） ※仕様書に記載の業務内容に合わせて提案すること。

エ プレゼンテーション出席者報告書（様式6）

(2) 提出部数

P D F データ及び紙資料（正本 1 部、副本 10 部の合計 11 部）を「7 (3) 提出期間」に示す期間中に提出すること。

(3) 提出期間

提出期間は、令和 8 年（2026 年）8 月 10 日（月）9 時から令和 8 年（2026 年）8 月 31 日（月）16 時 30 分までとする。

持参する場合の受付時間は 9 時から 16 時 30 分までとし、令和 8 年（2026 年）8 月 31 日（月）にメールにて提出する場合は、同日 16 時 30 分までに「17 問合せ先」メールアドレスにて受信できているもののみ受け付けるものとする。

(4) 提出方法

（P D F データについて）

P D F データは「17 問合せ先」メールアドレス宛てにメールで提出し、提出日の 9 時から 17 時までに受信確認の電話連絡を行うこと。

（紙資料について）

紙資料は持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。

なお、受付時間外、土曜日、日曜日及び祝日の持参による受付は行わない。

(5) 提出場所

「17 問合せ先」のとおり

8 企画提案書に関する質疑・回答

(1) 受付期間

令和8年（2026年）8月10日（月）9時から令和8年（2026年）8月20日（木）16時30分までとし、期限までに「17 問合せ先」メールアドレスにて受信できているもののみ受け付けるものとする。

(2) 提出方法

質問は、「17 問合せ先」メールアドレス宛てにメールで提出し、提出日の9時から17時までに受信確認の電話連絡を行うこと。

メールの件名を「8-9つくば市生ごみ資源化の在り方検討業務委託プロポーザル企画提案に関する質問」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。

なお、電話、FAX及び直接来所による質問には応じない。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年（2026年）8月25日（火）までにつくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

9 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式（様式1～6）に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式1～6は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 様式1～6に係る用紙サイズはA4判縦とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類は提出日ごとに順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色はカラー、白黒を問わない。

(4) 様式の記入上の注意

ア 参加申込書（様式１）

提出者の住所、会社名、代表者の氏名、担当者の部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載する。

イ 企業状況表（様式２）

- ・ 商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。
- ・ 必要事項を記入し、該当する部分に○をつけること。
- ・ 事業内容を補足する資料があれば、別途添付してもよい。

ウ 業務実績書（様式３）

- ・ 過去５年間に於いて国又は地方公共団体と元請として、一般廃棄物の資源化施策の検討業務委託の契約（一般廃棄物処理基本計画策定業務において一般廃棄物の資源化施策の検討を包含して実施した業務を含む）を締結し、履行した実績を記入すること。
- ・ 業務実績が５件を超える場合には、完了日が新しい順に５件記入すること。
- ・ 実績として記入した業務については、契約書の写しを添付すること。
- ・ また、記入した業務実績に関する概要等について必要があれば添付してもよい。

エ 業務実施体制調書（様式４）

- ・ 業務実施体制調書には、本業務を担当する者全員を記入すること。
- ・ 担当する者の実務経験年数の欄には、同種の業務に携わった経験年数を記入すること。
- ・ 担当する者の手持ち業務の欄には、本業務の参加申込書提出日現在の手持ちの業務をすべて記入すること。
- ・ 記入欄が不足する場合には、欄を追加して記入すること。

オ 資格要件に係る申立書（様式５）

記載のある要件を全て満たすことを確認し、住所、会社名、代表者名を記入すること。

カ プレゼンテーション出席者報告書（様式６）

キ 企画提案書（任意様式）

以下の項目について、わかりやすく簡潔に記入すること。この際、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記入してはならない。なお、枚数に制限はない。

- ・業務の方針及び実施フロー

本業務の方針及び業務の流れ、実施時期等を簡潔にまとめること。

- ・基本的業務の具体的実施方法

仕様書に基づく本業務の実施方法について簡潔にまとめること。なお、実施内容は、すべて提案者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。

- ・追加提案内容（※追加提案がある場合に限る）

提案者からの追加提案（仕様書に記載のない業務で、提案者が仕様書以上の成果に繋がると考える業務）について簡潔にまとめること。なお、追加提案は提案者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。

ク 価格見積書（任意様式）

- ・税抜きで作成すること。
- ・可能な限り業務項目別に示すこと。

(5) その他の留意事項

- ・指定した業務内容以上の提案が盛り込まれている場合には、そのアピールポイントがわかるように記入すること。
- ・書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

10 企画提案に関する1次審査

(1) 書面審査による選定

企画提案書を提出した者が5者以上となった場合、書面による1次審査を実施し、「11 企画提案に関するプレゼンテーション審査」を行う者を4者選定する。

(2) 1次審査の基準

1次審査の基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点
提案者に	1 業務実績に関すること（配点5点）

関する事項 (配点 10 点)	・ 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日以降、一般廃棄物の資源化施策の検討業務（一般廃棄物処理基本計画策定業務において一般廃棄物の資源化施策の検討を包含して実施した業務を含む）を受託し、履行した実績を有するか。 2 企業資格取得状況（配点 5 点） ・ JISQ27001、JISQ15001、JISQ9001、JISQ14001 の取得状況。
実施体制 (配点 20 点)	1 管理責任者及び担当者の経験及び業務能力（配点 10 点） ・ 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日以降、管理責任者及び担当者が一般廃棄物の資源化施策の検討業務（一般廃棄物処理基本計画策定業務において一般廃棄物の資源化施策の検討を包含して実施した業務を含む）に携わった経験を有するか。 2 業務実施体制（配点 10 点） ・ 手持ちの業務等を考慮し、本業務に従事することができる体制が確保できているか。

(3) 審査結果の通知

1 次審査の審査結果は、1 次審査を受けた者全てに対して、令和 8 年（2026 年）9 月 3 日（木）までに 1 次審査結果通知書による通知を予定している。この場合において、プレゼンテーション審査候補者として選定されなかった参加者に対してはその理由を付して通知するものとする。

なお、候補者として選定されなかった参加者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して 7 日以内（土日祝日を除く。）とし「17 問合せ先」メールアドレスまでメールによって行うものとする。

11 企画提案に関するプレゼンテーション審査

(1) 候補者選定委員会による選定

適正な審査を実施するに当たっては、候補者選定委員会において企画提案書

提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア プレゼンテーションは、令和8年（2026年）9月8日（火）に実施するものとし、つくば市役所会議室での実施を予定している。

集合時間、実施時間等の詳細は別途通知する。

イ 出席者は、3名以内とし、本業務の担当者1名は、必ず出席すること。

ウ オンラインでのプレゼンテーション出席は認めるが、1名は必ず現地にて参加し、オンライン参加するために必要な環境は必ず出席者側で用意すること。

エ 実施時間は、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内を予定している。

オ プレゼンテーションは、企画提案書を用いて行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

カ プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点
提案者に関する事項 (配点 10 点)	1 業務実績に関すること（配点 5 点） ・ 令和3年（2021年）4月1日以降、一般廃棄物の資源化施策の検討業務（一般廃棄物処理基本計画策定業務において一般廃棄物の資源化施策の検討を包含して実施した業務を含む）を受託し、履行した実績を有するか。 2 企業資格取得状況（配点 5 点） ・ JISQ27001、JISQ15001、JISQ9001、JISQ14001 の取得状況。
実施体制 (配点 20 点)	1 管理責任者及び担当者の経験及び業務能力（配点 10 点） ・ 令和3年（2021年）4月1日以降、管理責任者及び担当者が一般廃棄物の資源化施策の検討業務（一般廃棄物処理基本計画策定業務において一般廃棄物の資源化施策の検討を包含して実施した業務を含む）に携わった経験を有する

	か。 2 業務実施体制（配点 10 点） ・手持ちの業務等を考慮し、本業務に従事することができる体制が確保できているか。
業務提案内容 （配点 55 点）	1 業務方針及び実施フローの妥当性及び実現性（配点 10 点） ・基礎情報の収集及び分析の手順が示されているか。 ・提案内容による十分な作業スケジュールは確保されているか。 2 業務内容の的確性・有効性（配点 25 点） ・生ごみ資源化技術の動向の調査手法が最新技術や、各技術の適用条件、メリット・デメリットを整理できるプロセスになっているか。 ・生ごみ資源化方式の比較方法・評価方法は適切か。 ・つくば市における生ごみの資源化の在り方の検討について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 ・市民アンケート実施に関する調査プロセス及び分析手法等は適切か。 3 独自性及びつくば市の状況への理解（配点 20 点） ・つくば市の地域状況及び課題を適切に把握されているか。 ・本事業実施における追加提案の有無及び提案者独自のノウハウが活かされているか。
プレゼンテーション （配点 10 点）	1 取組意欲（配点 5 点） ・本業務への取組意欲が伝わってくるか。 2 説明内容等（配点 5 点） ・過去の実績や提案者独自のノウハウを活かしたプレゼンテーション内容となっているか。 ・内容及び質問に対する応答はわかりやすいか、伝わりやすいか。
価 格 （配点 5 点）	1 見積金額の的確性（配点 5 点） ・見積価格の設定が適切で、その内訳が詳細かつ明確に示さ

	れているか。
--	--------

(4) 審査結果による候補者の選定

審査及び評価に基づき順位を決定し、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」第14条第4項に基づき候補者を選定する。

なお、提案内容が審査基準の6割以上の評価点を受けなかった者は、契約の相手方としない。なお、提案事業者が1者のみの場合においても、同様に取り扱う。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、審査を受けた者全てに対して、令和8年（2026年）9月11日（金）までにプロポーザル審査結果通知書による通知を予定している。この場合において、候補者として選定されなかった参加者に対してはその理由を付して通知するものとする。

なお、候補者として選定されなかった参加者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）とし「17 問合せ先」メールアドレスまでメールによって行うものとする。

(6) 審査結果の公表

審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

12 失格

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額（税抜額）を超えている場合
- (4) 契約締結の時までの間に、つくば市入札参加指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、受託者の選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第20号）に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

14 契約方法

選定された第1順位の者をつくば市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、第1順位の者をつくば市との協議が整わない場合、又は第1順位の者が悪意又は事故等により委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として第2順位の者と協議を行う。また、受託の辞退等によりつくば市に損害が生じた場合は、その費用を請求する可能性がある。

15 その他実施上の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 選定された企画提案書の内容については、仕様書に適切に反映するものとする。
- (3) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を令和8年(2026年)9月2日（水）16時30分までにつくば市環境衛生課に持参、郵送（必着とする。）又はメールにて提出すること。

16 日程

実施内容	実施期日
公募開始	令和 8 年（2026 年） 7 月 27 日（月）
参加申込書に関する質疑 受付	令和 8 年（2026 年） 7 月 27 日（月） から 7 月 29 日（水） 16 時 30 分まで
参加申込書に関する質疑 に対する回答	令和 8 年（2026 年） 8 月 3 日（月） まで
参加申込書受付締切	令和 8 年（2026 年） 8 月 5 日（水） 16 時 30 分
参加資格確認結果通知	令和 8 年（2026 年） 8 月 10 日（月） まで
企画提案書に関する質疑 受付	令和 8 年（2026 年） 8 月 10 日（月） から 8 月 20 日（木） 16 時 30 分まで
企画提案書に関する質疑 に対する回答	令和 8 年（2026 年） 8 月 25 日（火） まで
企画提案書の提出締切	令和 8 年（2026 年） 8 月 31 日（月） 16 時 30 分ま で
1 次審査結果通知	令和 8 年（2026 年） 9 月 3 日（木） まで
選定委員会の開催	令和 8 年（2026 年） 9 月 8 日（火）（予定）
審査結果通知	令和 8 年（2026 年） 9 月 11 日（金） まで（予定）
契約締結日	令和 8 年（2026 年） 9 月 30 日（水）（予定）

17 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市 生活環境部 環境衛生課 計画管理係

電 話：029-883-1111（内線 4371）

E-mail：evm031@city.tsukuba.lg.jp